

情報公開調査チームの 検討状況について

情報公開調査チーム 検討状況報告 <公益通報制度>

1 制度概要

- **公益通報とは、職務遂行上の法令違反行為を通報する制度**
- **都では、公益通報者保護法に基づき実施**
 - ・ 公益通報者保護法に規定された法律違反を対象
 - ・ 全庁及び各局等に公益通報の窓口を設置
 - ・ 職員からの内部通報に対応（実名通報のみ）
 - ・ 通報への対応状況は非公開

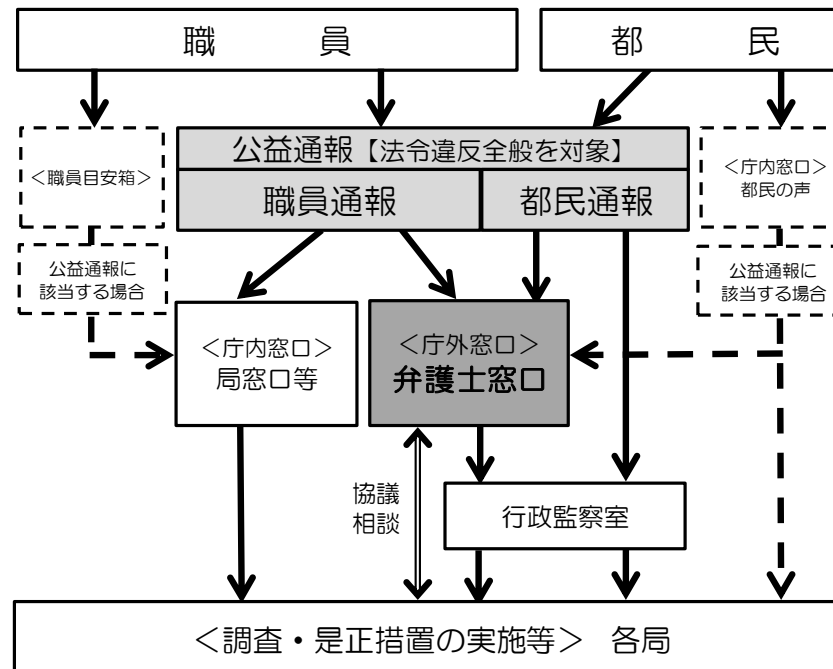
2 現状分析と課題

- **通報対象となる法令違反行為が限定**
 - ・ 39道府県では、公益通報者保護法で規定する法律違反に限定することなく対象を拡大
- **職員が受け付けるため、心理的な抵抗感あり**
 - ・ 32府県が外部窓口を設置し、主に弁護士に依頼
- **都民等外部からの法令違反を通報する窓口は未設置**
 - ・ 外部窓口を設置している団体のうち、3県については、職員だけでなく住民からの通報も受付
- **通報への対応状況が不明確**
 - ・ 28府県では、件数・処理状況等を公表

3 取組内容

- **公益通報制度を、利用しやすく、かつ分かりやすい制度に見直し**
 - **新たに外部窓口（弁護士窓口）を設置し、都庁内外から、広く法令違反行為の通報を受付**
 - ・ 法令違反行為全般を対象として、業務の適正化を推進
 - ・ 広く都民からの通報を受付
 - ・ 通報された内容への対応状況をHPで公開
 - ・ 弁護士への委嘱が済み次第、速やかに実施
- ※ 職員が抱えている問題意識、提案等の幅広い意見を知事に直接伝えることができる制度として、新たに「職員目安箱」を設置

【見直し後のフロー】



情報公開調査チーム 検討状況報告 <審議会等の情報公開>

1 制度概要

- **概要**
 - ・ 地方自治法に基づく審議会等の附属機関及びこれに類似する懇談会等の情報公開について、以下のとおり規定
- **情報公開の取扱い**
 - ・ 附属機関等設置運営要綱、同取扱通知で規定
〔要綱〕 会議、議事録は原則公開
〔通知〕 議事録は全文又は要旨（審議過程が分かるもの）を公開

2 現状分析と課題

- **会議・議事録ともに非公開割合が約3割**
 - ・ 他道府県と比較し、会議・議事録の非公開割合が高い
〔会議の非公開割合〕 他自治体30.6% ⇔ 都(H28春)33.9%
 - ・ 議事録を公開している場合でも、取扱通知で認める議事録要旨の公開にとどまっている例も散見（約3割）
- **審議会等の運営情報に容易にアクセスできない状況**
 - ・ 会議の開催情報等の多くが各局・機関のホームページにおいて、個別に公表されており、分かりにくい状況
 - ・ 他自治体においては、各審議会情報を集約するなど情報へのアクセスのしやすさの点から先進的な事例もあり、改善が必要

3 取組内容

- **都民ファーストの視点から、附属機関等の会議や議事録の公開を一層拡大**
 - **情報へのアクセス向上の観点から、他自治体の先進事例も踏まえ、附属機関等の運営情報の公表方法を改善**
- ① **会議の公開を拡大【平成28年10月から実施】**
 - ・ 公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を9月に実施
 - ・ 自己点検で、非公開としていた会議について、非公開の理由や運営方法を精査し、公開の可否を再検討した結果、10月から公開の割合が拡大
〔会議の非公開割合〕 33.9% (点検前) ⇒ 25.0% (点検後)
〔議事録の非公開割合〕 29.6% (点検前) ⇒ 18.4% (点検後)
 - ② **議事録の公開方法を見直し【平成28年10月から実施】**
 - ・ 取扱通知を改正し、議事録を「原則全文公開」へと見直し
 - ・ 議事録非公開の場合でも、会議の概要等を公表するよう努める
 - ③ **附属機関等の運営情報の更なる公表【平成28年10月から実施】**
 - ・ 各機関ごとに、会議の公開の有無、非公開理由等をまとめた「基本事項」を公表
 - ・ 各機関の会議予定を集約した「会議開催スケジュール」を公表
- **引き続き、毎年度チェックリストによる自己点検を継続的に実施し、附属機関等の情報公開を推進**

1 制度概要

① 制度趣旨

東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資する。（東京都情報公開条例第1条より）

② 公文書の開示義務

各局等は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に、当該公文書を開示しなければならない。（条例7条本文）

〔非開示情報〕

- ①法令秘情報、②個人情報、③事業活動情報、④犯罪の予防・捜査等情報、⑤審議、検討又は協議に関する情報、⑥行政運営情報、⑦任意提供情報　ほか

2 現状分析と課題

① 非開示部分（いわゆる「黒塗り」）が多い。

※平成27年度は開示決定等合計件数10,441件のうち、一部開示・非開示の合計件数が2,173件（20.8%）

② 一部開示・非開示決定全体のうち、条例7条5号、6号によるものが約3割

- ・審議、検討又は協議に関する情報（条例7条5号）

意思決定過程の情報を開示すると、都民に混乱を生じさせるおそれや特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるなどと行政が判断し、非開示としている。

（例）事業計画の確定前の図面、審議中の会議録及び会議資料

- ・行政運営情報（条例7条6号）

事務事業に支障を及ぼすおそれがあると行政が判断し、非開示としている。

（例）委託契約の積算単価、被害救済等の相談業務マニュアル

3 取組内容

- これまでの都の情報公開への姿勢を大幅に転換
- 「原則開示」を徹底し、非開示部分を最小限に

① 非開示判断の厳格化【直ちに実施】

- ・ 非開示情報は、条例の趣旨に立ち返り、厳格に判断

② 非開示理由等の公表【10月分から速やかに実施】

- ・ 公文書の開示・非開示等の状況について、対象公文書名を、定期的に各局ホームページで公表
- ・ 特に、非開示については理由を明記

③ 公文書開示制度によらない積極的な情報公開【準備が整い次第速やかに実施】

- ・ 複数回請求があるなど多くの都民が求める公文書は、各局自ら積極的に公表

1 制度概要

① 総合窓口と各局窓口

生活文化局は「都民の声総合窓口」を設置して意見・苦情等を受付し、寄せられた声を関係局に伝達。各局「都民の声窓口」においても、所管事業について都民からの意見・苦情等を受付

② 寄せられた声への対応

寄せられた「都民の声」には、それぞれ案件の所管局が対応

③ 対応状況の公表

「都民の声」の受付件数と内訳、対応事例について、総合窓口受付分は毎月公表、各局受付分を含めた全体は年1回公表

2 現状分析と課題

① 「都民の声」の件数

「都民の声」は総合窓口4万3千件、各局窓口14万5千件あわせて全庁で年間18万8千件（27年度）

② 公表状況

どのような「都民の声」が寄せられ、どのように都政に活かされたのか、都民に明らかになっていない。
（27年度年次報告における対応事例の公表件数は75件 全体の0.04%）

③ トップに伝えるルール

寄せられた「都民の声」を知事に適切に伝えるルールが定まっていない。

3 取組内容

○ 「都民の声」をより多く公表し、施策に活用

① 各局「都民の声」の毎月公表 【10月分から速やかに実施】

- ・ 総合窓口受付分だけでなく、各局に寄せられた「都民の声」についても、意見、苦情等に分類し、件数と対応事例を各局のホームページで毎月公表

② 公表事例件数の拡充 【10月分から速やかに実施】

- ・ 各局の対応事例の公表件数を拡充

③ 「都民の声」を知事に適切に伝えるルールの策定と徹底【速やかに実施】

- ・ 都政の重要案件に関する「都民の声」を確実に知事に届けるルールを構築し、各局に周知徹底

1 制度概要

① 都庁総合ホームページ

都のインターネット上の情報の入り口として機能

(生活文化局が運営管理)

総ページ数 3万ページ

総アクセス数 1.4億件/年

② 各局等ホームページ

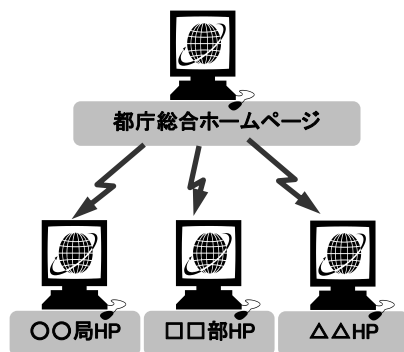
各局等の事業に関する詳細な情報を提供

(各局、部、課などが運営管理)

総サイト数 177サイト

総ページ数 43万ページ

総アクセス数 37.9億件/年



2 現状分析と課題

① 情報公開が先行している都市と比べ、提供情報の内容や量に差がある。

(参考) 先行自治体のホームページに詳細が掲載してある事項の例

- ・ 政策形成過程
- ・ 予算編成過程
- ・ 公金支出情報
- ・ 住民の声 など

② ホームページの機能やデザインに統一感がないことや、一部のサイトでスマートフォン対応がされていないなど、都民の利便性にとって改善が必要

- ・ 総合ホームページと同等のメニュー配置やヘッダーのデザインを採用しているサイト 116/177サイト (65.6%)
- ・ スマートフォンへの対応 123/177サイト (69.5%)

3 取組内容

- 都民が求める都政情報の内容と量の拡大
- 都民目線での使いやすさ・使い勝手の良さを徹底

① 情報公開ポータルサイトの設置【10月から実施】

- ・ 都民が必要な情報に迅速にアクセスできるように、情報公開ポータルサイトを設置

② 各局の取組状況調査の公表【10月から実施】

- ・ 先行自治体を参考に、各局が積極的に情報提供の内容と量の拡大に取り組む。
- ・ 各局の情報提供の状況を定期的に調査し、ホームページで公表

③ ホームページについて都民の意見をリサーチ【10月に手法を検討し11月から実施】

- ・ 都政モニターなどでホームページの使い勝手や必要な情報について都民の意見を広くリサーチ

④ 各局ホームページの利便性向上【準備が整い次第速やかに実施】

- ・ リサーチ結果をもとに、メニュー配置やヘッダーデザイン、スマートフォン対応等、各局ホームページの利便性を向上